

規 約

三重県ホッケー協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、三重県ホッケー協会（以下「本会」という。）という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、三重県鈴鹿市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、三重県におけるホッケー競技の普及と振興および会員相互の融和と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ホッケーに関する研究調査
- (2) ホッケー選手の育成と競技力の向上
- (3) ホッケー競技会の開催
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 組織及び会員

(組織)

第5条 本会は、本会の目的に賛同した会員を以って組織する。

(会員)

第6条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員
三重県内に在住、若しくは三重県内でホッケーの支援や活動を行っている者
 - (2) 賛助会員
本会の趣旨に賛同する個人及び団体
- 2 会員として入会しようとする者は、本会の定める入会手続きを行ない、承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、本会の定める退会手続きを行なうことにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によりこれを除名することができる。

- (1) 本会の規約等に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な理由があるとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び事務局

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事
15名以上40名以内
 - (2) 監事
1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、若干名を副理事長とする。また、総会の決議により会長(1名)・副会長(若干名)・相談役(若干名)を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この協会を代表しその業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときに、その職務を代行する。
- 3 理事は、この規約の定めおよび理事会の決議に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査する
 - (2) 本会の財産の状況を監査する
 - (3) 前2号の監査の結果、理事の業務執行又は本会の財産に関し不正行為や法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合、これを総会に報告する
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合は、臨時総会を招集する
 - (5) 理事の業務執行状況又は本会の財産の状況について理事に意見を述べるために必要がある場合は、理事会を招集する

(任期等)

第15条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、前2項の規定にかかわらず後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 役員に欠員が発生した場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- (3) その他、除名すべき正当な理由があるとき

(事務局)

第18条 本会に事務局を置く。

- 2 理事のうち、1名を事務局長、若干名を事務局員とする。また会計(1名)を置くことができる。

第5章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第19条 本会に名誉会長(1名)及び顧問(1名)を置くことができる。

- (1) 名誉会長及び顧問は、理事長が推薦し、会長がこれを委嘱する
- (2) 名誉会長及び顧問は、本会の運営について会長に助言する

第6章 総会

(種別)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第22条 総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 本規約の変更
- (2) 前年度の事業報告及び会計決算報告の承認
- (3) 当年度の事業計画及び会計予算の承認
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) 入会金及び会費
- (6) 組織及び運営に関する事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面にて招集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面にて、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席で成立する。

(決議)

第27条 総会における決議事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の決議は、出席した正会員の過半数の賛成をもって決定する。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面にて表決するか、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第46条の適用については、総会に出席したものと同みなす。

4 総会の決議について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第31条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない本会の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面にて、招集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会における決議事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数の賛成をもって決定する。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第39条 本会の資産は事務局が管理し、その方法は総会の決議を経なければならない。

(事業計画及び予算)

第40条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は事務局が作成し、総会の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長が理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第42条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

(予算の変更)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の決議を経て既定予算の変更を行なうことができる。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告書、会計決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに事務局が作成し、監事の監査を受け総会の決議を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の処置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担

をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

第9章 解散

(解散)

第47条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員の欠亡

(残余財産の帰属)

第48条 本会が解散したときに残存する財産は、正会員に譲渡するものとする。

第10章 補足

(細則)

第48条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別途細則を定めることができる。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

[沿革]